|  |  |
| --- | --- |
| 業務従事証明書（登録販売者用）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  （従事者の氏名）　様  薬局開設者又は医薬品の販売業者  住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）    氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）    以下のとおりであることを証明します。 | |
| 氏名 | （生年月日：　　　　年　　月　　日） |
| 住所 |  |
| 販売従事登録年月日  及び登録番号 | 登録年月日：  登録番号： |
| 薬局若しくは店舗の名称等又は配置の区域等 | 業態：　薬局 , 店舗販売業 , 配置販売業  許可番号：  薬局又は店舗の名称：  薬局又は店舗の所在地：  配置の区域： |
| 管理番号 |  |

１．（１）業務期間　　　　　年　　　月間（　　　　年　　月　～　　　　年　　月）

　　　（２）業務期間のうち、要指導医薬品若しくは第１類医薬品を販売し、又は授与する薬局等において業務に従事した期間　　　年　　　月間（　　　　年　　月　～　　　　年　　月）

２．業務内容（期間内に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた業務）

①主に一般用医薬品の販売等の直接の業務　　②一般用医薬品の販売時の情報提供業務

③一般用医薬品に関する相談対応業務　　　　④一般用医薬品の販売制度の内容等の説明業務

⑤一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務　　⑥一般用医薬品の陳列や広告に関する業務

３．業務時間（該当する□にレ点を記入すること。）

上記１の期間において、上記２の業務に１か月に合計80時間以上従事した。

上記１の期間において、上記２の業務に従事し、合計（　　　　　）時間従事した。

４．上記１の期間における勤務状況　　　　　　　　　　　根拠書類：

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 従事期間  (１か月単位で記載) | 従事時間 | 従事期間  (１か月単位で記載) | 従事  時間 | 従事期間  (１か月単位で記載) | 従事  時間 |
| 年 　月　　日 ～　 日 |  | 年 　月　　日 ～　 日 |  | 年 　月　　日 ～　 日 |  |
| 年 　月　　日 ～　 日 |  | 年 　月　　日 ～　 日 |  | 年 　月　　日 ～　 日 |  |
| 年 　月　　日 ～　 日 |  | 年 　月　　日 ～　 日 |  | 年 　月　　日 ～　 日 |  |
| 年 　月　　日 ～　 日 |  | 年 　月　　日 ～　 日 |  | 年 　月　　日 ～　 日 |  |
| 年 　月　　日 ～　 日 |  | 年 　月　　日 ～　 日 |  | 年 　月　　日 ～　 日 |  |
| 年 　月　　日 ～　 日 |  | 年 　月　　日 ～　 日 |  | 年 　月　　日 ～　 日 |  |
| 年 　月　　日 ～　 日 |  | 年 　月　　日 ～　 日 |  | 年 　月　　日 ～　 日 |  |
| 年 　月　　日 ～　 日 |  | 年 　月　　日 ～　 日 |  | 年 　月　　日 ～　 日 |  |

＊欄が不足する場合は、同内容を別紙に設けて記載すること。　　　　　　　（分単位は切り捨てること。）

５．受講した外部研修の年月日、実施機関名及び研修時間

（注意）

１　用紙の大きさは、A4とする。

２　字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。

３　業務期間は、過去５年間分のみ記載すること。

４　業務の従事期間が２年以上である登録販売者について証明する場合は、「２.業務内容（期間中に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた業務）」を「２．業務内容（登録販売者として行った業務）」と読み替える。

５　業務時間について、合計従事時間数を記載する場合、業務の従事期間が２年以上である登録販売者についての証明は、合計1920時間以上の従事時間が必要であること。また、要指導医薬品若しくは第１類医薬品を販売し、又は授与する薬局等において業務に従事した期間が３年以上である登録販売者についての証明は、合計2880時間以上の従事時間が必要であること。

６　許可ごと（許可更新を除く。）に分けて作成すること。なお、記載する許可番号は、本証明書の作成日時点（廃止している場合は廃止日時点）の許可番号とすること。

７　根拠書類は、従事時間及び「２．業務内容」に従事したことを客観的に確認できるものを指すこと。

８　管理番号は、保健所等から証明の内容等に係る問合せがあった場合に対応できるよう、医薬品の販売業者等が付番するものであり、できるだけ記載することが望ましい。

９　本証明書に記載している業務期間開始日から５年以上経過した場合、本証明は無効となること。